

Libraに関するG7作業部会報告書等について

2019年10月24日

この10月、Libra（リブラ）やそれを含む仮想通貨について、国際会議や国際機関による重要な報告書・プレスリリースが相次いで公表された。本稿は、これらについて紹介する（Libraについては「[Libraの降臨](#)」も参照。）。



金融アドバイザー部
ディレクター
水口 毅

日本銀行広島支店長等を歴任した後退職、米系大手保険会社役員を経て、2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザー部ディレクター。現在はレグテック等を担当。

本稿の目次

1. 背景・問題意識
2. 金融に関する国際的な議論の枠組みと様々な国際機関の取り組み
3. Libra構想公表以降の国際会議・国際機関等の主な動き
4. G7作業部会の報告書
5. G20蔵相中銀総裁会議のプレスリリース
6. FSBの報告書
7. FATFの報告書

（参考1）10月23日の米下院公聴会におけるZuckerberg CEOの証言の要点

（参考2）仮想通貨に関するFATFのこの1年の対応

（付）新技術を使った民間通貨に関するFRB Greenspan議長（当時）の講演

1. 背景・問題意識

暗号技術の発展は、ビットコイン（Bitcoin）の発明（2008～09年）、Libra構想の公表（本年6月）等を経て、金融と経済に大きな「可能性」と「リスク」を与えるものとして、官民の両サイドで強く意識されている。

このうち「可能性」については、特に分散台帳技術（DLT）に注目が集まっている（例えば、欧州委員会の下共同研究センターが9月に公表したレポート「Blockchain Now And Tomorrow」など）。

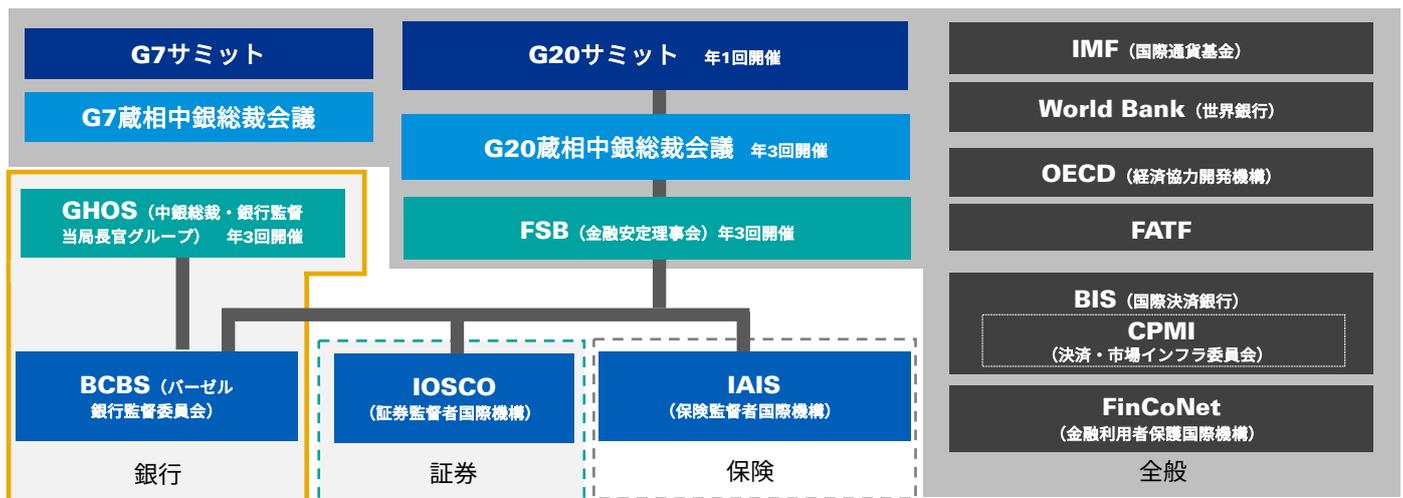
他方、「リスク」については、特にLibraを含む仮想通貨（virtual asset）をめぐって、「3. G7作業部会の報告書」で示すとおり、多数かつ重大な問題点が指摘されている。

Libraを含む仮想通貨の可能性とリスク、それらに対するG20やFATF等の対応スタンスを理解しておくことは、日本の多くの金融機関にとって有意義だと考えられる。しかしながら、関連する国際会議・国際機関は多岐にわたり、全体の理解は必ずしも容易ではない。

このため、本稿は、まず次章（2.）で「金融に関する国際的な議論の枠組み」と「様々な国際機関の取り組み」を整理し、3. で「Libra構想公表以降の国際会議・国際機関等の主な動き」を概観したうえで、4. でグローバル・ステーブルコイン（global stablecoin）についての問題点をまとめた「G7作業部会の報告書」を、さらに5. 以降で「G20」→「FSB」→「FATF」の順序でそれぞれの公表資料を紹介する。

2. 金融に関する国際的な議論の枠組みと様々な国際機関の取組み

(1) 金融に関する国際的な議論の枠組みを大づかみに図示すると、次のとおり（注1）。



(注1) 金融庁「金融庁の1年」（2018年12月公表）記載の該当箇所の内容を参考にした。

(2) 次に、複数の国際機関の仮想資産（注2）についての取組みを示す（注3）。

機関／組織名	当該機関／組織の使命	取組み
1.FSB (金融安定理事会)	国際的な金融安定の実現・維持。そのために、①各国の金融監督当局の協調や、②複数の「基準設定主体」（注4）間の協力を促している。	暗号資産については、次の2つに注力。 ① 暗号資産が金融の安定に及ぼすリスクのモニタリング。 ② 暗号資産にかかる規制監督を所掌する各国当局の一覧表（ディレクトリ）の作成・提供。
2.BCBS (バーゼル銀行監督委員会)	銀行への規制監督の有効性をグローバルに維持・強化し、金融の安定を確保すること。	次の3つに取り組む。①銀行が暗号資産を扱う際の、規制監督の立場からの高次元な期待の明示。②暗号資産にかかる状況のモニタリング（銀行業への影響の把握を含む）。③銀行が暗号資産を持つことに関する健全性維持の立場からの対応の明示。
3.IOSCO (証券監督者国際機構)	世界の証券監督者を集め、証券業界の国際的な基準の設定を行うこと。	証券業としての「取引」、「カストディ」、「クリアリング・決済」、「会計」、「見積」、「仲介」等に関する、暗号通貨の利用に伴って生じる懸念事項についての対処策の検討および実行。
4.CPMI (BIS決済・市場インフラ委員会)	支払・クリアリング・決済の安全性と効率性の促進。これを通じ、金融の安定と経済全体に貢献すること。	デジタル通貨、トークン化、分散台帳技術（DLT）等についての、情報収集・分析・検討。頻繁な論文公表。
5.OECD (経済協力開発機構)	①経済成長、②開発、③貿易を目的とする。シンクタンク的な色彩をもつ。	暗号資産や分散型台帳技術を用いたアプリケーション（金融市場に関わるもの）についての研究活動。具体的には、ICOやトークン化 についてのレポートの公表など。
6.FATF	AML/CFTの目的で各国の法制・規制・措置運用に「基準」を設定し、その効果的な「履行」を促すこと。	FATF勧告（Recommendation）と相互審査（Mutual Evaluation）の両方に、「Virtual Asset」（仮想資産）と「Virtual Asset Service Provider」（仮想資産サービスプロバイダ）を明示的に取り込み、各国や各国内の関係事業者が、これらについてAML/CFT目的の規制対象とすべきことを明示。

(注2) 組織・機関により呼称が異なり、G20やFSB等は「暗号資産」（crypto-assets）と呼称。FATFがあえてcrypto-としていないのは、「暗号技術非採用でも、バーチャルアセット（virtual assets）の定義に該当するものは規制対象とする」との考え方による。

(注3) FSB公表資料「Crypto-assets」(2019年5月31日)等による。

(注4) FSBは、次表の15の機関を基準設定主体としている。

BCBS	Basel Committee on Banking Supervision	IAASB	International Auditing and Assurance Standards Board
CGFS	Committee on the Global Financial System	IMF	International Monetary Fund
CPMI	Committee on Payments and Market Infrastructures	IOPS	International Organisation of Pension Supervisors
FATF	Financial Action Task Force on Money Laundering	IOSCO	International Organisation of Securities Commissions
FSB	Financial Stability Board	JF	Joint Forum
IADI	International Association of Deposit Insurers	OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development
IAIS	International Association of Insurance Supervisors	WB	World Bank
IASB	International Accounting Standards Board		

3. Libra構想公表以降の国際会議・国際機関等の主な動き

6月18日	Facebook	「 Libra Whitepaper 」を公表。
6月21日	FATF	6月総会で仮想通貨に関する 声明文 と 指針 を公表。 (「Public Statement on Virtual Assets and Related Providers」と「Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers」。)
6月23日	BIS	年次経済報告2019年版の第3章「 Big tech in finance: opportunities and risks 」を公表。
6月25日	FSB	「 FSB Chair's letter to G20 Leaders meeting in Osaka 」を公表。
6月29日	G20サミット	「 首脳宣言 」で「暗号資産」について言及(第17パラグラフ)。
7月15日	IMF	スタッフペーパー「 Fintech Notes : The Rise of Digital Money 」を公表。
7月19日	G7蔵相中銀総裁会議	「 議長総括 」でステーブルコイン(Stablecoin)に言及。 「 ステーブルコインに関するG7作業グループ議長によるアップデート 」を公表。
9月1日		FSB常設委員会議長に金融庁の氷見野良三国際審議官が就任。
9月9日		氷見野国際審議官が「the Second Roundtable on Supervisory Oversight of Crypto-assets」で開会講演「Libra as an Alarm Clock」を公表。Libraが①既存の銀行業、②現金の利用、③これまでの各国の金融規制当局の3つに警鐘を鳴らしているとの趣旨を主張。
9月16日	BIS CPMI	「 グローバルステーブルコインに関するコンファランス 」を開催。
10月3日	FATF	G20蔵相中銀総裁会議宛の報告書 を提出。→7.
10月15日	Libra協会	Libra協会が 正式発足を公表 。Visa、Mastercard、PayPal、eBay等は参加せず。
10月18日	FSB	G20蔵相中銀総裁会議宛の報告書「Regulatory issues of stablecoins」 を公表。→6.
10月18日	G20蔵相中銀総裁会議	「 グローバル・ステーブルコインに関するG20プレスリリース 」を公表。→5.
10月18日	FATF	「 Money laundering risks from "stablecoins" and other emerging assets 」を公表。
10月18日	G7作業部会	報告書「 Investigating the impact of global stablecoins 」を公表。→4.
10月20日	Calibra Marcus氏	Libraの価値を「米ドル・ユーロ・円等の通貨バスケットに連動させる当初案」を改め、「複数種類のLibraを作り、それぞれの法貨に連動させる案」に言及したと報道された。
10月23日	米下院金融サービス委員会	FacebookのMark Zuckerberg CEOが公聴会で証言。→参考1.

4. G7作業部会の報告書

(1) G7（＝日米加英米仏伊の7カ国）は、7月19日に蔵相中銀総裁会議を開催し、その結果をまとめた「議長総括」は、「ステーブルコイン」（注5）にある程度の分量で言及するとともに、その中で「ステーブルコインに関するG7作業部会」（注6）に対して「IMF世銀年次総会のタイミングまでに最終報告を出すこと」を求めている。

(注5) ステーブルコインとは「他の資産（例えばドル、円、ユーロ等の通貨や金など）に対する関係で『安定的な』価値を維持するように設計された暗号資産（仮想資産）」などと定義される。Libraは、ドル、円、ユーロ等の通貨やそれら通貨建ての政府短期証券の『バスケットとしてまとめたもの』を裏付け資産とし、それとの交換を可能とすることで、保有者にとっての価値を安定させるとしている。

(注6) G7各国の財務省・中銀の代表者、IMF・BIS・FSBの高官によって構成。BISのCPMI議長のBenoît Cœuré氏が中心となり、CPMIの事務局がこの作業部会を補佐。

(2) 同報告書の骨子は次のとおり。

1. 技術革新が金融サービスの姿を変え続けてきたが、他国への資金送金は、時間と費用がかかり、かつ不透明であるという問題を抱え続けてきた。加えて、世界中で17億人の人々が十分な銀行サービスを楽しむことができない状態。
2. 暗号資産はこれらの問題を解決するかと思われたが、価格変動が大き過ぎる難点があり、投機の対象や不正資金取引への利用対象などになりがちだった。
3. ステーブルコインは、既存の暗号資産の特徴を残しつつも、他の資産群の価値にリンクさせることで価格の安定化を図るものである。価値がより安定していることで、支払の手段・価値保蔵の手段として、より使いやすいものとなることが期待された。
4. しかしながら、現状、ステーブルコインは、以下の点に問題が存在。
 - ①法的な明確さ
 - ②ガバナンス（特に、価値安定のための裏付け資産への投資、価値安定化メカニズムについて）
 - ③マネロン・テロ資金供与等不正な資金取引に使われるリスク
 - ④支払システムとしての安全性・効率性・完全性
 - ⑤サイバー攻撃への耐性、運用の頑健性
 - ⑥市場整合性
 - ⑦データプライバシー・データ保護・データポータビリティ
 - ⑧消費者保護・投資家保護
 - ⑨税務上のコンプライアンス

また、ステーブルコインのうち、グローバルな規模での資金送金等に使用されるものは、以下の点にも問題が生じる。

- ⑩金融政策への悪影響
- ⑪金融の安定への悪影響
- ⑫国際的な通貨体制への悪影響
- ⑬競争の公正性への悪影響

5. G7は、グローバル・ステーブルコインについて、法律・規制・監督上の課題や上記の問題について適切に対処がなされていないうちに、プロジェクトの開始は認められるべきではない、と考える（The G7 believes that no global stablecoin

should begin operation until the legal, regulatory and oversight challenges and risks outlined above are adequately addressed.)。

6. 既に非常に多くの顧客基盤を持つ先がステーブルコインを扱い始めると、短期間にグローバルな規模の支払手段となる可能性がある。
7. 上記⑫国際的な通貨体制への悪影響については、特定国における当該国通貨からグローバル・ステーブルコインへの逃避（通貨代替）が生じる恐れもあり、その場合は通貨主権にかかる問題も生じると言える。
8. 当局は、省庁の垣根、担当セクターの垣根、法域の壁を越えて協力することで、（責任ある行動を取れる）技術革新を支援できるようになる必要がある。国際機関や基準設定主体は、現在の枠組みがステーブルコインが提示する新しい課題やリスクに対処できるものかどうかを常に評価し続けることが必要。各国当局は、国の間で規制のレベルにバラツキがあることによって「規制の裁定」が生じないように努める必要がある。
9. FSBと基準設定主体は、ともに、現行の原則や基準がステーブルコインに適用可能かを評価する努力により力を注ぐとしている。来年（2020年）4月にはG20蔵相中銀総裁会議に諮問レポートを、7月には最終レポートを提出予定である。
10. 当局は、国内・対他国送金のいずれについても、より速く、より信頼性が高く、よりコストが安い決済システムが生まれるような努力を続けるべき。また、金融包摂の面での改善努力も続けるべき。
11. 以上に関連して、各国中銀は、中銀デジタル通貨（Central Bank Digital Currency：CBDC）についての検討を続けることとなる。

5. G20蔵相中銀総裁会議のプレスリリース（注7）

（注7）今回の会議は、ワシントンでのIMF・世銀総会の開催にあわせて、同地で17-18日に開催された。

正式名は「グローバル・ステーブルコインに関するG20プレスリリース」。以下は、財務省による仮訳の全文。

1. 我々は、基準設定主体が現在行っている金融技術革新から生じる既存の及び生じつつあるリスクについての作業を支持するとともに、大阪サミット首脳宣言を受けて金融安定理事会（FSB）および金融活動作業部会（FATF）から提出された、グローバル・ステーブルコインに関する報告を歓迎する。
2. 我々は、2020年におけるFSBおよびFATFの更なる報告を期待する。我々はまた、IMFに対し、現在行っている作業に立脚して、加盟国の通貨主権に係る問題を含むマクロ経済上のインプリケーションについて、各国の特徴を考慮しつつ、検討することを要請する。
3. 我々は、金融技術革新による潜在的な便益を認識しつつも、グローバル・ステーブルコイン及びその他のシステム上大きな影響を与えうる類似の取組が政策及び規制上の一連の深刻なリスクを生じさせることになるということに同意する。そのようなリスクは、特に、マネーロンダリング、不正な金融、消費者・投資家保護に関するものを含め、こうしたプロジェクトのサービス開始前に吟味され、適切に対処される必要がある。

6. FSBの報告書

FSBは、10月18日付でG20蔵相中銀総裁会議に「Regulatory issues of stablecoins」と題する報告書を提出し、公表した。

その骨子は次のとおり。

1. ステーブルコインは金融システム全体へのリスク (a source of systemic risk) になり得る。特に次の4点が注目される。
 - (1) 支払や価値保蔵の手段として、利用が急速に拡大する可能性があること。
 - (2) 決済・預け金・外為取引等々、複数の異なる金融サービスを組み合わせた性格のものであること。
 - (3) 既存の金融システムに広汎かつ深刻な影響を与え得るものであること。
 - (4) 以下の諸点から信託を失ったような場合に、金融の安定性に悪影響を及ぼしかねないこと。
 - ① 市場操縦や市場の信頼性の欠如への懸念
 - ② 公正な競争を阻害する行為
 - ③ データ保護不全の問題
 - ④ マネロンやテロ資金供与等の不正な資金取引への悪用
2. 規制監督のアプローチは、ステーブルコインの仕組みの潜在的リスクを①洗い出し、②そのモニタリングを行い、③対処するものでなければならない。
3. このアプローチのために、ステーブルコインの仕組みにつき次の諸点を正確に理解する必要がある。
 - (1) その発行主体は誰か／どのような構造か
 - (2) 当該コインの価値の裏付けとなる資産の管理主体は誰か／どのような構造か
 - (3) 当該コインの移転に使われるインフラはどのようなものか
 - (4) 利用者が関わる市場の参加者は誰か／どのような構造か(プラットフォーム、両替、ワレットプロバイダ等)
 - (5) 当該コインの価値安定化などに関わる仕組みについてのガバナンスはどのような構造か
4. その上で、第1の検討課題は、既存の規制監督の枠組みと実務で、ステーブルコインの仕組みの個別要素や全体から生じるリスクに、対処可能なのか否か、という点。
5. 第2の検討課題は、既存の規制監督が、複数国の間 (cross-border) で、または複数当局の間 (cross-authority) で異なることにより、規制の緩いところ取引が逃げる規制裁定 (regulatory arbitrage) が生じないか、という点。
6. 第3の検討課題は、「規制監督にかかる国際的な基準・原則」として既存のものに不十分な点があるとすれば、それは何か、という点。
7. 以上を踏まえ、今後、FSBは次の3段階の作業に取り組む。
 - (1) 既存の規制監督についての情報の棚卸。その際、特に「cross-border」で生じ得る問題や、途上国・新興国の視点も取り入れることに重点を置く。
 - (2) (1)の棚卸結果を踏まえて、既存の規制監督がstablecoinのリスクに対処するのに十分か否かを検討。
 - (3) 必要に応じて多数国が参加・協調して対処すること (multilateral responses) を提言する。このことには、グローバルレベルでの金融の安定やシステミック

クリスクに対処するために、規制監督のあり方を新たにしていくことを含む。

8. FSBは、7. の作業に際し、各国、国際金融機関（IMF等）、FATF、CPMI、IOSCO等の国際機関等との協議などを行う。
9. FSBは、来年（2020年）4月のG20蔵相中銀総裁会議に諮問レポート（consultative report）を提出予定。
その後、7月に最終レポートを提出予定。

7. FATFの報告書

FATFも、G20蔵相中銀総裁会議への報告書を提出している。日付は10月3日。

―― この文書は、FATFの現在のトップ＝劉[劉]向民氏（中国）から、G20蔵相中銀総裁会議の現在の議長である麻生太郎副総理兼蔵相宛のレターの形式。日本の財務省のHPで公表されている。

同報告書のうち「仮想通貨」に関する部分の骨子は次のとおり。

1. FATFは、仮想通貨と仮想通貨サービスプロバイダについて、本年6月までに、(1)FATF基準の修正を行うとともに、(2)各国当局および民間セクターのための「指針」の公表を行った。
2. FATFは現時点（注：10月3日時点）でFATF相互審査用の検査マニュアル（Methodology）の改訂に取り組んでおり、10月総会（注：10月16-18日）の直後から、相互審査において仮想通貨と仮想通貨サービスプロバイダについての評価を開始する予定。
3. ステーブルコインは、仮想通貨関連業界のエコシステムに変革をもたらし、マネーロンダリングやテロ資金供与のリスクにも悪影響を及ぼし得る。
4. ステーブルコインとそのサービスプロバイダは、①仮想通貨・仮想通貨サービスプロバイダとして、および②伝統的金融資産・そのサービスプロバイダとして、の両面でFATF基準に従うことが求められる。
5. FATFは「ステーブルコイン」等に対するモニタリングに注力している。また、今後も、その特性やリスクの精査を続け、FATF基準の適用の明確化を検討する（必要に応じてFATF基準のさらなる修正もあり得る）。
6. 各国でAML/CFTの実施の責任を負うのは各国の当局だが、FATFは仮想通貨等の資産に適用されるFATF基準のグローバルな規模での履行を実効性のあるものにするための作業を続ける。

（参考1）10月23日の米下院公聴会におけるZuckerberg CEOの証言の要点

Facebookの会長兼CEOであるMark Zuckerberg氏は、10月23日に米国下院金融サービス委員会の公聴会において証言を行った。その要点は次の2点。

1. 米国当局の承認を得られるようになるまでは、世界中のどこにおいてもLibraの発行等の開始に動くことはない。
2. 中国が数カ月内に同様の事業に乗り出すべく迅速に動いている。米国が技術革新を主導しなければ、我々の金融分野での指導力は保証されない。

―― 公聴会は6時間にわたって行われ、議員から次のように否定的な指摘が相次いだ。

- ・ 「Facebookのモットーは“Move fast and break things”だった。我々は、国際通貨のシステムが壊されることを望まない。」
- ・ 「FacebookはLibraプロジェクトを進める前に、Facebook自身について既に明らかにされている欠陥や問題点の是正に集中すべきだ。」

Zuckerberg CEOも、「Facebookにとってここ数年間は課題の多い時期が続いている。プライバシーやセキュリティについて、多くの人々の期待に応えられるよう多くのことをしなければならない」とした。

(参考2) 仮想資産に関するFATFのこの1年の対応

FATFは、仮想資産に関して昨年秋以降、次のとおり3段階での対応を行ってきた。この3段階の対応で、①勧告、②指針、③評価方法の3つの道具が揃ったことになり、FATFとしては、あとは加盟国（含む日本）に対する相互審査等を通じて、各国およびその国内の関係事業者に「然るべき対応」を求めるだけ、という段階に入っている。

ただし、特にステーブルコインについては大きな議論の対象になっていることもあり、本稿の7. の5. に記したとおり、「今後も、その特性やリスクの精査を続け、FATF基準の適用の明確化を検討する」としている。

第1段階：【勧告の修正】 FATFは、2018年10月に勧告（Recommendations）40項目のうち、第15番目の「新技術」について修正を採択・公表し、FATF勧告の規制対象に仮想資産（virtual assets）が含まれることを明示した。当該項目は、次のとおりである。

「15 新技術

各国および金融機関は、(a) 新しい商品や新しい取引形態（新しいデリバリー方法を含む）を開発すること、(b) 新商品や既存の商品のいずれについても新しい技術や開発途上の技術を用いることについて、それに伴って生じるマネーロンダリングやテロ資金供与のリスクを特定し、評価しなければならない。金融機関は、新商品・取引手法・新技術・開発途上の技術の利用を実際に始めるよりも前に、リスク評価をしなければならない。また、金融機関はそれらのリスクについて適切に管理し、低減させるための措置を講じる必要がある。

仮想資産から生じるリスクを管理・低減するために、各国は仮想資産サービスプロバイダをAML/CFTの目的のために規制しなければならないし、仮想資産サービスプロバイダを免許・登録制の対象とし、モニタリングの対象とするとともに彼らがFATF勧告が要求する要件に従うことを確保しなければならない。」

―― この勧告の第15番目の項目の修正と同時に、FATFの「用語集」（Glossary）に「仮想資産」と「仮想資産サービスプロバイダ」の2語の定義が追加された。その内容は、次のとおりである。

仮想資産：「価値をデジタルに表象するもので、デジタルな方法で取引あるいは移転され、支払決済や投資の目的に利用可能なものをいう。但し、法定通貨、証券やその他の資産で既にFATF勧告の対象とされてきたもののデジタルな表現形態は除く。」

仮想通貨サービスプロバイダ：「以下のうちいずれかの行為や業務を他人・他法人のために行う自然人または法人で、既にFATF勧告の対象とされてきたものを除く。

1. 仮想通貨と法定通貨（fiat currencies）の交換
2. 1以上の形態の仮想通貨についての交換
3. 仮想通貨の移転（送金）
4. 仮想通貨や仮想通貨の管理を可能にするものについての保管・管理
5. 発行体によるVAのオファーや販売について、それに参加したり、何らかの金融サービスを提供すること

第2段階：【解釈ノートと指針の公表】FATFは、勧告の各項目について必要に応じて「解釈ノート」を採択・公表している。FATFは、2019年6月に上記「第15番目の項目」について「解釈ノート」を採択・公表した。

また、同時に、「仮想通貨と仮想通貨サービスプロバイダに関するリスクベースアプローチについての指針（Guidance）」を採択・公表した。

第3段階：【評価方法の合意】FATFは、2019年10月、上記の仮想通貨・同サービスプロバイダ関係で、FATF加盟各国に対する相互審査（mutual evaluation）を行う際の評価方法に合意。そしてこれ以後、FATFの相互審査の対象国の審査対象に仮想通貨・同サービスプロバイダを含めることとした（10月18日の公表文「Money laundering risks from “stablecoins” and other emerging assets」による）。

―― このため、現在FATFの第4次相互審査が始まっている日本は、仮想通貨・同サービスプロバイダについての新しいFATF勧告（第15）に基づいて、仮想通貨・同サービスプロバイダ関連も相互審査の対象に含めて評価を受ける世界初の国となる。

(付) 新技術を使った民間通貨に関するFRB Greenspan議長（当時）の講演

通貨に関する技術革新と政府の役割については、今から23年前の[Alan Greenspan FRB議長（当時）の講演](#)（注8）が参考になる。

（注8）「[The U.S. Treasury Conference on Electronic Money & Banking: The Role of Government](#)」（1996年9月18-19日）

骨子は、次のとおり。

1. 19世紀中の大半において、民間により発行された銀行券（privately issued bank notes）は、我々米国の経済において重要なお金の形態だった。
2. その時代を分析すると、銀行券保有者の損害や銀行の破綻は、米国の銀行の歴史における他の比較可能な期間と比べて、特に顕著なものとなっていない。
3. 学者は、銀行券の保有者がリスクから自分たちを守ることを支援するための「民間が作った方策」（private measures）が開発されていたことを指摘している。
4. 留意すべきなのは、当時、まさに現在と同様に、安全性と健全性のための規制の多くの部分は、市場における力と組織（market forces and institutions）によって生み出されたことである。
政府の規制は、仮に市場が失敗した場合を想定し、（市場の失敗による）穴を埋めるために当局のルールを代わりに適用する「add-on（付加物）」なのである。
5. 金融の技術革新を促進しようとするならば、それを阻害する規則を課さぬように注意する必要がある。
私は、私たちが、最新のイノベーション、電子マネー、またはより一般的には電子決済システムに対して、不当に妨げることをしないように、特に配慮している。
6. 政府の行動は「進歩を遅らせること」ができる。しかし、政府が「進歩を確かなものとする」とは、まず間違い無く、できない。
7. 長期的にはより効率的な消費者向けの決済システムを構築するためには、シニョレッジ（seigniorage）（注9）の移転は不可避である可能性があることも認識しなければならない。

（注9）無利子で通貨を発行することによって通貨発行主体が得る特権的な利益（通貨発行益）。本稿4.（G7作業部会の報告書）が7. で言及している「国家主権」は、このシニョレッジを含む。

8. 近い将来、電子的決済手段（ストアドバリューカードや「デジタルキャッシュ」など）の発行者に対し、強靱なバランスシートと公的信用格付けを持つ発行目的に特化した会社を設立することを提案することが考えられる。
9. 以上は、「21世紀の新しい民間通貨（private currency）の市場」について理解し、取り組む際に、十分に考慮すべきと考える。

以 上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

home.kpmg/jp/regtech

regtech@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.